## 花巻市介護予防拠点施設指定管理者の指定について

公の施設の管理を行う指定管理者について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定しました。

区分	内 容
	., -
指定管理者が管理を行う公の	花巻市介護予防拠点施設東和はつらつ長寿館
施設の名称	
指定管理者となる団体の名称	所在地 花巻市野田 316 番地 1
等	名 称 花巻農業協同組合
	代表者 代表理事組合長 高橋 専太郎
指定管理者が行う業務内容	1 施設の利用の許可に関する業務
	2 利用料金の決定及び収受に関する業務
	3 施設及びその附属設備等の維持管理に関する業務
	4 その他施設の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める
	業務
指定管理者の選定理由	花巻農業協同組合は、指定管理者が行う業務に関するノウハウ
	を十分に蓄積しているほか、施設を継続して適正に管理するため
	の人的能力及び物的能力を有している。
	また、介護予防事業並びに自主事業の内容が創意工夫されてお
	り、利用者への継続した質の高いサービスの提供が期待できる事
	業計画となっており、指定管理者として適任と考えられる。
	審査評価基準に基づく審査(書類審査、面接)
	合計得点 437 点(600 点満点)得点率 72.8%
選定委員会の名称及び委員氏	花巻市介護予防拠点施設指定管理者候補者選定委員会
名	委員長 花巻市健康福祉部長 佐々木 忍
	委 員 花巻市総合政策部長 八重樫 和彦
	" 花巻市財務部長 佐々木 俊幸
	" 花巻市ケアサービス事業所連絡協議会
	会長 狩野 隆史
	" 花巻市民生委員児童委員協議会
	東和地区副会長 菅原 友子
	" 花巻市社会福祉協議会 事務局次長 大原 範子
指定の期間	平成 27 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで
問い合わせ先	花巻市健康福祉部長寿福祉課
	担当:菊池 司
	電話番号 0198(24)2111 内線 596